

令和3年第4回会津坂下町議会定例会会議録

令和3年12月2日から令和3年12月10日まで第4回定例会が町役場議場に招集された。

令和3年12月7日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1 番 目 黒 克 博	2 番 蓮 沼 文 明	3 番 物 江 政 博
4 番 赤 城 大 地	5 番 横 山 智 代	6 番 渡 部 正 司
7 番 小 畑 博 司	8 番 佐 藤 宗 太	9 番 山 口 享
10 番 渡 部 順 子	11 番 五十嵐 一 夫	12 番 酒 井 育 子
13 番 青 木 美貴子	14 番 水 野 孝 一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書 記	川 田 良 子
書 記	橋 本 吉 嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	五十嵐 吉 雄
政策財務課長	佐 藤 銀四郎	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
会計管理者	田 部 嘉 之	教 育 課 長	上 谷 圭 一
子ども課長	佐 藤 美千代	監 査 委 員	仙 波 利 郎

◎開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（水野孝一君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 3 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、5 番、横山智代君、6 番、渡部正司君のお二人を指名いたします。

五十嵐総務課長より、12 月 2 日に説明した議案に対する補足説明の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

皆さんおはようございます。

本定例会初日の 12 月 2 日の本会議におきまして、議案第 82 号「会津坂下町福島県特定事業活動振興計画に基づく固定資産税の特例に関する条例の制定」及び議案第 86 号「会津坂下町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきましてご説明をさせていただきました。このうち、議案第 86 号は、税特別措置条例の一部を改正するものであり、本条例の適用に、議案第 82 号の条例で規定する第 2 条固定資産税の課税免除に関する条文を記載する必要がありますが、議案第 82 号が可決後に付される条例制定番号を、便宜上○号と記載せざるを得ないものとなっております。議案第 82 号が可決されましたら、○号と表記したところに、条例制定番号が置き換わるものでありますので、補足説明させていただきます。ご理解くださるようよろしくお願いをいたします。

◎一般質問

◎議長（水野孝一君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

まず、通告により 8 番、佐藤宗太君、登壇願います。

◎8 番（佐藤宗太君）

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)（登壇）

おはようございます。8 番、佐藤宗太でございます。通告の順に従いまして一般質問をいたします。

古川町政体制では、就任から 6 ヶ月が経過しようとしております。新たな取り組みとして庁舎 1 階への案内窓口の設置、町長自らの防災無線でのアナウンス、週 1 回の動画配信など、あまり費用をかけずにできることを着々と実施しており、その姿勢に町民の反応もよいようでございます。

第 1、町政についてですが、古川町長は公約の大きな柱として、新しいまちづくりの推進について、人づくり、少子化対策について、産業のさらなる振興について、健康づくりについて、言及されておりましたが、次年度における予算編成について。

1、次年度の予算編成における最重要施策についておたしするものであります。

次に、新庁舎建設についてですが、役場庁舎は昭和 36 年に建設され 58 年が経過しており、平成 8 年度に実施した耐震診断結果では、構造耐震指標を大きく下回り、危険な建物であると判断されております。役場庁舎は災害時の防災拠点として様々な機能が求められており、早期の対応が必要であること。分散している行政機能、東分庁舎、南分庁舎を集約し、町民の利便性の向上を図ることから、第五次振興計画後期基本計画に最重点プロジェクトとして位置付けられておりました。

先日 12 月 3 日の NHK 報道によりますと、全国の 20%以上の自治体で構造耐震基準を満たしていないようであります。このことから、会津坂下町庁舎の建設を検討するにあたり、幅広い見地から意見を求め、検討を行う会津坂下町新庁舎建設検討委員会を設置され、会津坂下町新庁舎建設検討委員会では、町民アンケートでの第 1 位の南幹線地県有地とは異なる現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場専用地を適地として選定した答申書が提出された経緯があります。平成 30 年のことであります。

議会での庁舎建設地議決後に当時の課長からは、7 地区からの委員会メンバーが選定されていない地区もある。委員会構成に偏りがあったとの答弁があり、また、ハザードマップにおきましては、浸水地域であることも指摘されていた経緯がございます。

古川町長は建設場所の見直しを示唆する公約をうたっておりましたが、現庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地では、難しい何かがあるのか。もしくは刻々と社会状況が変化する中で、県有地や企業、団体等の空き地が出始めている現状。当時と違う適地が見込まれるのか、おたしするものであります。

2、新庁舎建設場所について、建設場所の見直しを示唆する公約をうたっていたが、今後の見通しはどのようなものか。

次に、糸桜里の湯ばんげについてですが、指定管理の募集が令和 3 年 5 月 17 日から 6 月 25 日まで行われておりましたが、6 社が興味を示すものの不調に終わり、私の、可能であれば指定管理料なしで運営をしていただける企業があればと、運営継続を願っておりましたが、糸桜里の湯の今年度での営業廃止の意向が示されました。

古川町長は就任前の公約や就任後の方針で、糸桜里の湯ばんげについて継続を示唆し、新聞報道もされておりましたが。

3、糸桜里の湯ばんげについて継続する公約をうたっていたが、今後の見通しはどのようなものかについておたしするものであります。

次に、景観条例についてですが、1968年に全国で初めて景観保全を目的とした独自条例である、金沢市伝統環境保全条例からはじまり、全国的に広がりを見せております。日本一厳しい景観条例といわれている京都では、平安時代から続く歴史ある町並みをようしており、自治体が主導する形で景観の維持に力を入れており、コロナ禍の前までは世界中から注目をあびる、世界の観光地としての地位を確立しております。

会津若松市におきましては、会津若松市景観条例は会津若松市らしい景観を守り、つくり、育てるとの基本理念のもと、快適で潤いのあるふるさとを創造するため、市民、事業者と市がそれぞれの立場から積極的に都市景観の形成に努めることを目的とし、平成4年3月に自主条例として制定されております。

当町におきましては、江戸時代の間口税によって形成されたと思われる諏訪神社の正面に開かれている商店街は、全国に類を見ない素晴らしいまちづくりがなされていると私は感じております。この素晴らしい景観を未来に活かすために、電線が見えないようなまちづくり、建物の高さが制限されるまちづくり、外観の色の制限などを行うことにより、映画やドラマ、インフルエンサーの撮影スポットとして十分ポテンシャルを秘めていると私は感じております。

そこで、4、未来に向けた会津坂下町の地域の特色や個性を活かした良好な景観を形成するために、景観条例は重要だと考えるが、当町の考えは。についておたしするものであります。

次に、保育所の運営に関してですが、現在、保育料の見直しが検討されております。保育料を上げて、その分新たな子育て支援に活用したいという観点もあるようですが、現在の国の制度設計では、運営を民営化することにより国が2分の1、県が4分の1、自治体負担が4分の1という負担割合となり、当町におきましては運営経費の町負担が削減でき、その分を新たな子育て支援に活用するほうが保育料を上げるより効率かつ効果的ではないかと私は感じております。

また、子育て支援日本一を目指すとして取り組んできた経緯もあり、様々な支援や保育料の据え置きが若者の移住定住に寄与してきたことは想像するに難しくありません。様々な課題はありますが、持続可能な運営をするためには、将来的に考えなくてはならない課題だと感じております。

そこで、5、保育所民営化について、当町の考えはについておたしするものです。

次に、地球環境に配慮する循環型社会の形成のために、循環型の住みよい環境づくり、ごみゼロばんげ実現について、そのためにいかにごみ排出量の減少、環境美化に取り組むかについておたしするものであります。

当町では、1日当たりのごみ排出量は平成28年以降、増加傾向にあり、令和元年度1人当たり1日654g、令和2年度は660gとなっております。会津坂下町廃棄物減量等

推進審議会条例に基づき、平成 27 年 2 月 24 日付けの町長からの諮問に応じ 5 回の審議会を経て、会津坂下町廃棄物等減量等推進審議会から第 2 次会津坂下町ごみ処理基本計画が答申されました。内容は循環型の住みよい環境づくり、ごみゼロばんげの実現のために、発生抑制、再使用、再生利用の三つを主体とした取り組みを、住民及び事業者と行政が一体となって行うさらなるごみ減量と資源化を推進するというものでございます。

当町では、資源の分別や小型家電のリサイクル、古着のリサイクルなど、様々な取り組みをしておりますが、循環型の住みよい環境づくり、ごみゼロばんげ実現にはほど遠いように感じます。新たな取り組みのステージに入ってきているのではないのでしょうか。

2003 年に自治体として日本で初めてゼロウェイスト、ごみゼロ宣言をした徳島県上勝町はごみをゼロにする、ごみをどう処理するかではなく、ごみ自体を出さない取り組みを推進しているとのこと。循環型の住みよい環境づくり、ごみゼロばんげの取り組みを具体的にどのように促進させていくのか。

6、ごみ減量化の推進について当町の考えはについておただしするものでございます。
以上、壇上からの質問とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

皆さんおはようございます

8 番、佐藤宗太議員のおただしのうち、私からは、ご質問の第 1 の 2 と 3 についてお答えいたします。

はじめに、2 についてお答えいたします。新庁舎建設場所につきましては、平成 30 年第 1 回定例議会において、「現本庁舎・北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地」とする議決をいただいております。現庁舎は、災害時の防災拠点施設としての機能が果たせない状況であるため、早急に新庁舎建設に着手する必要がありましたが、財政上の理由により建設計画を延期し現在に至っております。

これまでの財政健全化の取り組みにより、財政的にも新庁舎建設の具体的な検討に入ることができる見通しが立ったことから、今年度中に建設スケジュール案をお示しすることとしております。令和 4 年度は、庁舎建設を担当する部署を新設し、基本構想の検討など具体的な事務手続きに着手してまいりたいと考えております。

次に、3 についてお答えいたします。「糸桜里の湯ばんげ」につきましては、現在の指定管理期間が本年度をもって満了することから、新たな指定管理者を公募いたしましたが、残念ながら応募はありませんでした。温泉施設の継続のため、興味を示していただ

いた事業者と再度協議をしましたが、いずれも町が提示した条件では経営困難との見解であり、温泉施設の運営継続は断念せざるを得ないとの判断に至りました。

今後につきましては、今年度末で温泉施設を閉館し土地建物を普通財産とした上で売却等の手続きに移行しますが、温泉施設の用途での売却も視野に入れ、手続きを進めてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第1の1についてお答えいたします。

令和4年度当初予算につきましては、12月1日に予算編成方針を全職員に示し、現在は編成作業を進めております。引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら、行政評価結果における改善点等を踏まえ、より効率的、効果的な取り組みを実施してまいります。

令和4年度における最重要施策は過疎対策であると考えております。人口減少は地域経済の規模の縮小やそれに伴う雇用の減少、地方公共交通機関の機能低下、地域活動の担い手の減少など、様々な問題の原因となり、町の衰退につながるものであると危機感を持っています。そのため、組織見直しにより、来年度より過疎対策に専任するための部署を新設することを考えております。

過疎対策室においては、移住・定住を中心施策に据え、4月からは複数名の地域おこし協力隊が着任できるよう採用を含め準備を進めており、空き家対策や町の魅力の発信、移住支援や地域コミュニティの再生など、地域課題解決に向けた様々な取り組みをしていただく予定でございます。

また、若者世代が住宅を取得する際に補助金を交付することにより、移住・定住を支援してまいります。補助金の具体的な内容としましては、町外からの転入による世帯へ100万円、町内転居や建て替え世帯へ30万円を予定しております。町外からの転入世帯につきましては、県の移住支援交付金制度も合わせてご活用いただくことにより、より効果があるものと期待しております。

さらに、町では各公共施設においてテレワーク環境の整備を進めております。新型コロナウイルス感染症の広がりにより多様な働き方が定着しつつあるため、テレワークによる継続就業が可能な方々の定住につなげてまいります。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

改めましておはようございます。

私からは、ご質問の第1の4についてお答えいたします。

議員おただしのように、地域の特色、個性を活かした景観形成のため、景観法施行後に多くの自治体で景観条例が制定されております。本町では景観条例の制定はされておりませんが、景観法に基づく同様の事例として、塔寺・気多宮地区において「街なみ環境整備事業」に取り組んだ経過があり、旧越後街道沿いの歴史的な景観を活かした街なみ形成に一定の成果を残しております。このような実績から、景観条例による地域の特色や個性を活かした景観形成への効果は期待できますが、景観条例の制定や運用には、各地区の文化や歴史的背景を踏まえた計画づくりと、景観形成への地域の方のご理解とご協力が重要かつ不可欠であります。

会津坂下町らしい景観をまもり、つくり、そだてるため、地域との協議を重ね、理解を深める必要があることから、性急な条例制定は難しいと考えております。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

皆さんおはようございます。

私からは、ご質問の第1の5についてお答えいたします。

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場所であります。子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、多くの課題を抱える家庭が増えていることから、保育所を軸とした支援をより一層充実させることが行政に求められていると認識しております。

現在、町では、民間の小規模保育施設3カ所を認可しております。定員が19人以下とアットホームな雰囲気での保育が魅力であり、それぞれが民間ならではの特色をもった保育を実施しており、町立保育所も含めた選択肢が多く存在することは、子育て世帯にとってメリットであると考えております。

しかし、ここ最近は少子化等の影響により、町立を含めた全ての保育施設が定員割れとなっているのが現状であることから、安定的かつ継続的な保育運営体制を維持していくためには、町立保育所が行政機関として果たすべき役割を明確化し、町立だからできるサービス提供に特化することで、より多様な保育の提供を進めていかなければならないと考えております。

少子化や家庭への支援を考慮しながら子どもや保護者の視点に立った保育を実施して

いくために、当面は、町立と民間が各々の特徴を活かし、お互いに協力しながら、保育の質の確保と多様なサービスの提供を図っていきたいと考えております。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長(水野孝一君)

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

おはようございます。

私からは、ご質問の第1の6についてお答えいたします。

本町のごみ減量化推進の取り組みにつきましては、一つ目に、コンポストや生ごみ処理にかかる器材購入者への補助などにより、生ごみの減量化を推進しているところです。二つ目に、集団で資源回収を実施いただきました団体へ報奨金を支給することで再資源化を図っており、令和2年度には1kgあたり前年より1円増額の5円を交付しております。三つ目に、リサイクル収集の一環として、各種無料回収を実施しており、本年度2回実施した小型家電の回収では約2.7t、古着類の回収では約4.8t、金属製品の回収では約12.6tものリサイクル品を回収しており、町民の方々からも引き続き次年度開催の要望を多数いただいているところであります。

町では、さらなるごみの減量化と資源化を図るため、リフューズ(発生回避)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の4Rの推進を掲げ、広報誌や町ホームページなどによる啓発と高齢者サロンなどへの出前講座を実施し、町民一人ひとりの意識の醸成を図り、町民と行政が一体となった循環型社会の構築に向けて一層取り組んでまいります。

◎議長(水野孝一君)

再質問があればお願いいたします。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

第1の1について再質問をさせていただきたいと思います。最重要施策として過疎対策のほうに力を入れていくというような答弁がなされましたが、その中で、若者定住移住のために補助金を付けていくというような答弁があり、以前、当町でそのような支援をしたときに、移住定住する若者が3年間でおよそ40戸ですかね、100数十名いたということで、非常にいい制度だなと思っていたものが、途中で打ち切られてできなくなったと、それを復活させるということで、非常に好感が持てていい取り組みだと思いますが、今回、その制度におきましては、町外からというような制限が付いておりますが、

例えば当町におきましては、跡取りじゃない方々がいらっしゃって、そういう方々が当町に残ろうか、その似たような制度をしている他町村に住居を構えるか、かなり悩んでいる方々がいらっしゃいます。

そういった中で、湯川村の例で言いますと、町外からのみならず、村の中の方が建設するときにあたっても支援をするような取り組みをしていると、そういうような自治体が実際にあるという中で、坂下町もそのような支援の仕方が、外から中に来るのも大事ですが、中にいる人を外に出さないような取り組みを支援するようなことができないのか、その考えはないのかおたじいたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

私の先ほどの答弁がちょっとわかりづらかったかなというふうに思いますが、今回の過疎対策の移住定住支援の二つの柱は、町外からの移住が一つ。あと町内転居、あと同じ場所での新築建て替えも補助の対象とさせていただいております。

今回、町外からの移住につきましては、上限、若者世代が100万円、あとそれ以外の世代の方々も坂下町に出てこられることも考えられますので、その方々については50万円ということで、町外転居については二つのパターンがあると。

あと町内での転居、あと建て替えの新築につきましては30万円ということで、補助の制度としては作成をしていきたいというふうに考えております。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

町内の方の支援もあるということで、よかったなと感じておるところではありますが、ぜひともこちらも手厚くできるように、今後とも取り組みを継続していただきたいと思っています。

その移住定住を促す一つとして、先ほども申し上げましたが、坂下町の魅力の一つといますのは、やはり保育料というのがどうしても欠かせないと思います。坂下町は政策として子育て支援日本一を目指すということで、若者定住移住を促進させることの中に、保育料も含められていたと思います。他の地域ですと、出生祝とか行うところもありますが、当町はそれがなかなか弱いと、しかしながら保育料がかなりお得であり、若者世代には非常にこの制度が人気が高いということは言うまでもございませんが、その辺りをトータルで行うことが過疎対策にとっては重要ではないかと考えますが、いかが

でしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議員おただしのとおり、過疎対策につきましては、定住支援だけではないというふう
に認識しております。会津坂下町の魅力を感じていただきまして、坂下町に住んでいた
だいて、ずっと住み続けていただくという上での支援策は多岐にわたるかなというふう
に考えております。その中で、令和4年度からは、まず会津坂下町に住んでいただこう、
会津坂下町からほかのところに転出しないような施策を中心にやっていこうというこ
とで、定住移住支援策を令和4年度の最重点事業として位置付けてございます。

様々な視点での過疎対策、あと定住支援、今後も続けてまいります。その中で様々な
視点での支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

なかなか移住定住、非常に難しいと思いますが、やっぱりトータルの政策で少しづ
つ形になっていくのかなと思いますので、箇所別にはもちろんいろいろ取り組まれると
ころはあると思いますが、トータルで考えて行っていただきたいと思います。将来の坂
下町の人口増加対策で、このような過疎対策をするということですから、坂下町の行う
ことが人口減少につながらないような方策をしっかりと今後も続けていっていただき
たいと思います。

次に、1 の 2 の庁舎建設についてでございますが、本年度、旧飲食店の土地を取得し
ましたが、現状で取得しなければいけない戸数、営業補償しなければいけない事業所は
どの程度見込んでおり、どのくらいの取得費用、営業補償を見込んでいるのかおただし
いたします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

現有地での建て替えをしていくということで進めてまいりますと、いわゆる移転補償

が必要な方々が3件でございます。そのうち営業補償が必要な方が2件になってございます。まだその算定はしてございません。今後、令和4年度において地権者である方々に仮の承諾をいただきまして、立ち入り調査、移転補償の算定等々も含めて、令和4年度から実施していく予定であります。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

庁舎建設が延期になったという経緯はございますが、地権者からは、まだ同意を得られていないということでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

前回の建設予定の計画の中では、地権者に直接的なお話、同意、あと同意書をいただく、仮の同意書をいただくという具体的な手続きは行っておりません。

◎8番(佐藤宗太君)

議長、8番。

◎議長(水野孝一君)

8番、佐藤宗太君。

◎8番(佐藤宗太君)

当時、会津坂下町新庁舎建設検討委員会では、現本庁舎、北庁舎、東分庁舎及び東駐車場用地を適地とした理由の一つに、この周辺が一番コストがかからないというような説明を受けた経緯がありますが、算定をしていないということは、どのようにそのような計算を検討委員会でなされたのか、おたじまいします。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

当時の検討委員会の議事録、会議録等は、そういう部分ではちょっと私認識してございませんが、当時想定されるものは、町で第五次振興計画後期計画の中で、新庁舎を建

設する場合については、新たな不動産、いわゆる土地を取得せず、現有地で建設するというような計画がございました。そういう意味では、この現有地、町有地の中で建て替えをすることによって、費用負担を抑えるというような考えであったかというふうに認識しております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

なかなか土地取得に関しも、結局、地権者の方が賛同していただかないと進むことができなかったり、様々な、クリアしなければならないことがたくさんあるというのは感じているところでございますが、先ほどの算定の話にしても、しっかりと議論が本当になされているのか、正しい情報が議会に伝えられているのか、若干不安があります。

町長が当初、建設箇所に対していろいろな情報から、他の地区、他の場所ですか、示唆するようなことも、当時、就任当時、若干ありましたが、町長がそのように思った理由というのは何だったんでしょうか。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

その思った理由ですが、先ほど佐藤議員の壇上での質問で、この町中の通りが日本でも有数な観光資源であろうというお話がありました。私もその考えには同感です。前々からそれ思っていました。そういう意味で、全く佐藤議員おただしのとおり、そのためにも電柱が何するにも邪魔なのかなと、邪魔という用語ですが、電柱が見えない場所にならないのかなというような考えを持っておりました。

それで、たまたまこの間、県の土木部長とお話してきました。そしたら、この電柱、電線は無電柱化していただきたいという話したんですが、ただ、カラスの糞で困るから無電柱化してくれは通らないよと、県でもそれは承諾できないというような話でした。しからばどんな方策があるんだということでしゃべってみたら、例えば喜多方市はレトロ横丁という物語をつくって、あの無電柱化した。若松市は、七日町ですが、あれはちょっと言葉、私もわからないんですが、やっぱり昭和初期のころの風景を、というような発想だそうです。それで若松市では一つ抜けているのが、あそこに小川を流すという提案があったけど、県のほうでそれだけではできないということで削られたという経緯はあるそうですが、そういった町中を整備する物語がないと、ちょっとそれは難しいよというような意見をいただきました。

それで今考えているんですが、必ずやこれも実行したいなという思いをしているので、じゃあそのためには、その無電柱化も役場庁舎も含めてですが、この旧町内の担い手といわれる跡取りの方々と、ちょっと一回お話ししたいなということで、この間もある数人の方にお声かけをしました。そして日程だけ、ちょっと優先するから取ってもらいたいという話もしました。それで近々話し合いも、私するかと思っているんですが、そういった本当に 20 年後、30 年後、この町の中、このまま衰退していったいいのですかと私思っています。でなくて、やっぱり町中もっと、郊外にはいろんなスーパーがありますが、町中は町中のいい面がいっぱいあります。

そういった中で、よそからも七日町のように常々観光客が絶えないような、ああいう賑わいを見せるのがこれからじゃないのかなと私は思っていますので、そういう意味においても、はたしてこの場所に役場が本当に似合うのかと、30 年後そういった町ができたとき、役場の庁舎が邪魔にならないのかなと、こんなふうな疑念を持っています。

その選挙のときの公約は、そんなふうに思いながらも、ただ、あれから数年経っていますので、いろいろ町の中的环境も変わってきました。例えば坂下高校もなくなるというような情報もありますし、厚生病院もなくなりしました。場所を変えました。そうして道路と空き地が、環境がいろいろ変わってきた。そういう中では、再度、考えもあってもいいのかなと私は思っていました。

しかしながら、一回議決賜っているということは、これほど重いものではありません。ですから、その議決を賜った経過の中には、行政側から提案して議決賜っていますので、今、町長替わったからといって、私から、それ白紙にしてもう一回議決をお願いしますとは絶対言えません。口が曲がっても、死んでもこれは言えません。

ですから、それほど議決というものは重いわけですから、議会の皆さんのほうから、やっぱり将来に向けて考えろよと、ここでもう一歩踏みとどまって考えろと言われるようであれば、再度、再考しなければならないんだろうなと、こんなふうに思っていますが、そんな思いの中で私も今までできてました。今もって、ここに本当に建てていいのかなという疑念は今でもまだ持っています。そんなわけなので、ご理解いただきたいと思っています。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

様々なまちづくりを考えたときに、観点が違えば、いろんな手法とか考えもあると思いますので、庁舎建設となると非常に町の中では予算もかなり費やす事業になると思います。景観条例、申し上げたのは、坂下の素晴らしい町並みにもちろん合うような庁舎にしていきたいというところもございますし、また、未来に向けて、庁舎、以前この現庁舎が 58 年が経過しているかもしれませんが、おそらく今後建てる庁舎は 100 年

ぐらいはもつのではないかと思います。つまりこの庁舎を建てるのが、100年後の坂下町の未来をつくることになります。そのときに景観に合った庁舎になるのか、町並みをどういうふうにつくっていくのか、庁舎だけの問題ではなくて、100年後の坂下町をつくる非常に大事な選択になってくると思いますので、今年度、様々なスケジュールが示され、次年度から取り組みがなされると思いますが、ぜひその辺を、急がずにしっかりと、皆さんが、町民の皆様が納得する形で進めていただきたいと思います。

次に、ちょっと関連する4番に移りたいと思いますが、景観条例、先ほども若干触れましたが、早急には非常に難しいというような見解でございましたが、坂下町の景観を守り、この商店街の素晴らしい、江戸時代辺りに行われたであろうまちづくりを活かすために、今、更地になっているところも出始めていますが、そこが今後新たな建物がおそらく建ち始めるのではないかと想像できますが、そのときに坂下の町並みはどうなってしまうだろうと心配される方々もいらっしゃると思います。

そこで、早急にできなくても、当町におきましては塔寺気多宮地区において、町並み環境整備事業を行ったりですとか、様々な古きよき時代の町並みを整えるというようなことを行っていますので、景観条例自体がすぐにできなくても、何かそのような景観を保つような取り組みを、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎建設課長(古川一夫君)

議長、建設課長。

◎議長(水野孝一君)

古川建設課長。

◎建設課長(古川一夫君)

まず景観、結構幅が広くて、例えば建築物や道路といった、いわゆる人工的な施設も景観の一部でございます。また、緑、あるいは水といった自然的な要素も景観の一つでございますし、先ほど来、話に出ました塔寺気多宮、こちらのほうについては、いわゆる歴史的文化的な部分、こちらも景観の一つ。これが相まって、いわゆる都市景観といわれる部分になろうかなと思います。

先ほど古川町長のほうから、若干、無電柱化についての、今までの経過については答弁をさせていただいた部分でございますが、当然、議員おただしのとおり、歴史ある町並み的な部分というのは坂下町の、ある意味特徴の一つかなというふうに考えてございます。当然それを残すべく、その時代時代に合った、いわゆる都市計画の部分もこれからも必要になってくるだろうというふうに考えてございますし、一部、県道会津坂下、会津高田線沿線においては、都市計画事業であります区画整理事業も部分的に入っております。

そういう中で、トータル的な今後を見据えた形の中で必要があれば、いわゆる都市計画マスタープラン等々も変更するなり何なりした部分で、その時代時代に合った、やはり都市計画があつてしかるべきかなというふうに考えてございます。そのためにも、やはり地域住民の方々との合意形成というのが、やはり必要最低限の条件になろうかなと

思いますので、その辺は機会があれば、ぜひとも地域住民の方々とともに、その懇談会的な部分でいろんなご意見を賜って、今後の行政に活かしてまいりたいというふうに考えてございます。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

なかなか町並みですとか、庁舎建設ですとか、町民アンケートだったりでもわかるように、やっぱり意見が非常に分かれるので、合意形成は非常に大変かと思いますが、しかしながら、やっぱり町民の方々の声に耳を傾け、よりよい形にしていくというのは大事だと思いますので、非常に難しいことではあると思いますが、粛々と将来の坂下町のために取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、5、保育所の民営化についてですが、町は町で非常にいい取り組みをされ、民間は民間でいろいろな工夫をこらして取り組んでいらっしゃると思いますが、当時は待機児童ゼロにというところで様々な取り組みがなされました。現状は、少子化が進み、待機児童ゼロというのは、当町におきましては既に解消されており、保育所の空きも出てきているというような状態でございます。これからどうしていくのかというのは、やっぱりそんなに遠い未来ではないと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議員おっしゃるとおり、民間事業者の活用ということは、創意工夫を活かした取り組みということで、大変魅力的でもありますし、財政面から見ても補助金の活用だったり、国、県の支援の負担金だったりがしっかりと明確にわかるということでは、そういう面ではメリットのある手法なのかなと思います。

ただ、今ほど申し上げましたとおり、やはりこれからどんどん縮小されていくのか、とどまるのか、現状、子どもの数、出生数とか、あと保育所の需要がまだ年々変化している中で、公立のばいげ保育所のあり方というの、どういうふうにこの坂下町全体の保育環境というものを整えていくかということは、やはり公立の保育所を中心に考えていかなければいけないと思っております。

そう遠い、事業計画で策定した、令和6年までの子どもの数が、もう予想以上に、そこで想定している子どもの数が減少しております。ですから、こういう事業計画作成中、令和6年度までの事業計画であります、その中である程度の方向性を見出していき

いと考えております。それで公立のあり方、そして特化して町が何をやらなければいけないかということのある程度方向を定めた上で、これから民営化、効率化、どういうふうな形で保育行政を整えていくかというのを、今期の計画の中で方向性を示していきたいと思っております。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長（水野孝一君）

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

こちらをやっぱり運営主体が変わるとか、国の制度設計の中で合わせていくとなると、難しいところも、課題もたくさんあるとは思いますが、持続可能な坂下町を考えたときに非常に大事な部分になってくると思いますので、しっかりと協議を重ねていただきたいと思います。

続きまして、6 のごみ減量化推進についてでございますが、平成 28 年度から平成 37 年度、令和 7 年度までの 10 年計画として定められた第 2 次会津坂下町ごみ処理基本計画では、循環型の住みよい環境づくり、ごみゼロばんげの実現を掲げておりますが、平成 28 年度から昨年度まで、ごみの総量は人口が減っているのに減ってはいらぬとは思いますが、1 人当たりのごみの量が増え続けています。これはたして実現可能なんでしょうか。また、それを実現させるためには、しなくてはならないことがたくさんあると思いますが、どのような施策を考えているのかおたじいたします。

◎生活課長(新井田英君)

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

新井田生活課長。

◎生活課長(新井田英君)

議員おたじのとおり、平成 28 年から令和 2 年度まで、1 人当たりのごみの量は若干ずつ増加しているというようなところでございます。坂下町はごみ循環型社会の形成というようなところ、ごみの減量化イコール経費の削減というようなところかと思いますが、経費の削減だけではなくて、先ほど庁舎 100 年というようなことも出ましたが、100 年後、未来の子どもたちのために、この環境を残していくというような取り組みが必要ではないかというようなところでございます。

議員の質問にもありましたが、ごみを出さない取り組みというようなところで、今までは 3R というようなことで、ごみが出た部分をリサイクルなり、リユースなりしていたということですがけれども、昨年、2020 年の 7 月に国のほうでスーパーのレジ袋有料化というようなところもありまして、そういうようなごみになるものを受け取らない、出す前に受け取らないというような、そういうような意識を持った啓発をしていきまして、

なるべくごみになるようなものは持たないというような取り組みを今後していきたい
と思います。

また、今年度、初めて古着のリサイクルと、あと金属製品のリサイクルというように
ことに取り組みました。そして今後についても、新しい取り組みを考えながら、町民の
方と一緒に頑張ってごみ減量化、そして未来の子どもたちのために、この環境、地球を残
していつてやりたいなというような気持ちでございます。以上でございます。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

佐藤議員のおただしに生活課長、答弁したとおりでございますが、私から一つ参考
にご報告なり、申し上げたいと思うんですが、実は先だって、会津ダストセンターの副社
長がおみえになりました。そんな中で、いろいろ話したら、ダストセンターが収集して
いる中で、この会津の中では坂下が一番に分別がされていると言って褒めておられまし
た。これも町民の皆さんに、私からも御礼を申し上げたいというふうに思います。

それともう一つ、人口は減っているんですが、ごみが増えるというのは、坂下ばかり
ではないそうです。これはどこにもいわれるんだそうです。というのは、核家族化なの
か、住宅が増える、世帯数が増えることよってごみが増えてくるんだ。それを人口で割
ってくると、どうしても1人当たりのごみの量は増えるんだというようなことのように
ございますので、これも一つの課題がまた出てきたのかなと、こんなふうに思いますの
で、これらに取り組むということがこれから重要かなと、こんなふうに思っています。
以上です。

◎8 番(佐藤宗太君)

議長、8 番。

◎議長(水野孝一君)

8 番、佐藤宗太君。

◎8 番(佐藤宗太君)

以上をもちまして一般質問を終えさせていただきます。

◎議長(水野孝一君)

これをもって、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 6 番、渡部正司君登壇願います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)(登壇)

6 番、渡部正司でございます。通告に従い質問をいたします。

今回の私の質問は、保育料に関してであります。この質問はSDGsでいわれれば何に相当するでありましょうか。SDGsの1番、貧困をなくそう。3、すべての人に健康と福祉を。4、質の高い教育をみんなに。8、働きがいも経済成長も。10、人や国の不平等をなくそう。11、住み続けられるまちづくりを。16、平和と公正をすべての人に。17、パートナーシップで目標を達成しよう。

貧困の解消や健康、福祉の確保、教育や生活の環境整備などのあらゆる視点から、全ての人を対象とし、誰一人取り残さないことを目標とするSDGsの視点からの持続可能なまちづくりの理念を、このことも念頭に置きながら質問をいたします。

第1、町保育料改定の方針、素案であります、これにみる町の「受益者負担」の考え方について質問をいたします。

ばんげ保育所の保育料改定の方針としての素案が町から示されました。この素案は、令和4年3月に条例を改正し、同年9月から新保育料を適用したいとしているものです。本町の保育料については、幼児教育・保育にかかる保育料については、国の無償化、これは令和元年10月から施行されております。これを一部先取りする形で実施してきた経緯があります。

町第五次振興計画に子育て支援策を重点プロジェクトと位置付けたことによるものであります。しかしながら、このプロジェクトを検証した際には、支援のあり方が課題とされ、「受益者負担の原則」の考え方からも低廉な保育料を再検討する必要があるとされました。このことから保育料の検討に入ったものと思います。折しも、町は財政再建として、緊縮予算の執行中であり、様々な歳出削減はもとより、使用料や手数料の徴収の検討を始めた時期であります。そうして収入源を求めている時でもあります。2年前のことでした。以降、令和元年10月から保育料に関する検討がなされ、本年10月素案の形で示されたということでもあります。

これまでの保育料に関する一連の説明では、保育料の改定を検討の依拠としたところとして、「第2期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画」の中で「経済的負担の軽減を図りつつ、保育料の適正化と公正化を図る」と掲げられていることをあげていました。さらには、改定の背景として、子育ての第一義的な責任は保護者にあること、家庭で保育をしている方との不公平感の意見の存在をあげられていました。これらの存在は、はたして保育料改定の背景となり得るのでしょうか。

また、保育料改定の検討には「受益者負担・公平性」の視点を含んでいるとしております。この「受益者負担」については、今般の利用者負担、いわゆる保育料であります、このありかたを含め、適正負担の現実と課題が多く議論されるところです。

そこで、保育料改定の方針(素案)を通して町の「受益者負担」の考え方についてただすものであります。

1、保育料改定の方針、この素案のきっかけは何であったでしょうか。

2、保育料の受益者負担・公平性についてはどのように考えていますか。

3、現実的に、保育料改定の方針（素案）は、最大、現行の1.5倍の値上げにつながるものです。現在の通所者約43%の年額が8万6,400円アップすることになります。保育料の公正化をどのように考えているかおたじいたします。

4、保育料改定の依拠としている「第2期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画」ここでは、その各種事業の進捗状況を毎年度点検し評価するとしています。令和2年度の点検評価結果はどうだったのでしょうか。その結果を踏まえての利用者負担の検討にいくべきではなかったのでしょうか。

5、子育て支援の全般から見た保育料の改定の持つ意味は何でありましょうか。子育て支援よりも財政のための保育料改定にはなっていませんか。新たな支援拡充には改定した保育料で十分なのでしょうか。また、新たな支援策の費用の全体像はどういうふうになっているのでしょうか。改定料によって不公平感を、はたして払拭できるのでありましょうか。

6、適正負担、受益者負担、需要者負担といろんな形でいわれますが、そういったもののあり方について、町はどのように考えておられますでしょうか。

最後になりますが、公平・公正性の確保と町民サービスの向上、そして行政のマネジメント改善のため、町独自の「受益者負担の適正化に関する基本方針」等々を制定するなど、指針を明確に示し、公表し、透明性を高めることを提案し、以上、壇上からの質問といたします。

◎議長（水野孝一君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時05分）

再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

（午前11時15分）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

私からは、ご質問の第1の6と7についてお答えいたします。

公共施設の使用等、特定の方が受ける行政サービスに関して、費用が発生するものについては、公平・公正性の点から、受益者に対して一定程度のご負担をいただきながら、自治体運営に取り組んでいくべきものと考えております。

受益者負担のあり方については、これまでも公共施設使用料を中心に、幾度となく検討を進めてきており、第2次行政経営改革プランでは、受益者負担の原則に基づき、施設等における必要経費を分析し、使用料等の見直しを行うこととしたところであります。

この中で、受益者負担の基本原則として、1点目に行政サービスの必需性・公益性が高いか低いかの市場性に基づく「負担均衡の原則」、2点目に人件費やランニングコストに基づく「負担公平の原則」、3点目に受益者の所得に応じた負担能力に基づく「応能負担の原則」、4点目に政策を考慮した「政策反映の原則」を柱とする、会津坂下町使用料・手数料等見直しに関する基本方針を制定し、受益者負担の見直しに取り組んだところであります。

議員お質しのように、受益者負担は、公平・公正性、また決定過程での透明性が求められるとともに、併せて質の高い行政サービスが継続されるなど、適正な受益者負担でなければならないと認識しております。今後も基本方針に基づき、受益者負担の適正化を図られるよう、定期的に検証を行ってまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

私からは、ご質問の第1の1から5についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えします。町の保育料は、国基準額に対する徴収割合を約85%から約30%へ引き下げた平成23年度の改定以降、大幅な見直しは行いませんでした。

令和元年度に実施した町公共施設の使用料の見直しにおいて、保育料については、使用料とは別に適正な保育料の検討を開始することとされました。また、子ども・子育て会議や第六次会津坂下町振興計画検討委員会において、子育て支援のあり方についてご意見をいただき、令和2年度からの第2期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画の中で経済的負担軽減を行いつつ、保育料の適正化と公正化を図り、子育ての第一義的責任は保護者が果たせるよう、支援のあり方について検討が必要とされ、現在「子ども・子育て会議」を中心に検討をしております。

保育料については、利用者の経済的支援と受益者負担のあり方や保育所の継続的で安定した運営、保育の需要、運営経費の増加、近隣同規模市町村の保育料などを考慮し検討を進めてまいりました。

改定の時期については、令和6年度までの第2期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画期間での改定を考えており、改定後も保育料の期間を定め定期的な検証を行っていきたいと考えております。

次に、2 についてお答えいたします。保育料の軽減分は「税」などによって賄われており、これまでの施策を検証するなかで、家庭保育をしている人との公平性に欠くとの意見もあったことから、通常保育料の受益者負担については国基準額に対する徴収割合を、保護者と町が等分となる 50%を基本としたいと考えております。また、その他の保育料等につきましては、現在の月額制を改め回数単価を基本とし、使用回数に応じた負担をいただく方向での改定を検討しております。

次に、3 についてお答えいたします。公正な保育料は、国基準額であり、町で独自に国基準額を下回る保育料を定める場合に、公正化を図るには、算定の透明性の確保と近隣市町村の保育料など地域の実状を踏まえ、より多くの方から納得が得られる保育料の算定であるべきと考えます。

改定にあたっては、素案の中で受益者負担と公平性についての基本的な考え方を示すことで、算定の透明性を図ってまいりました。このことにより、近隣同規模市町村の平均徴収割合である 65.1%との比較幅も改善され则认为ます。

次に、4 についてお答えします。第 2 期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画の点検評価につきましては、事業毎に「前年度の取り組みの具体的な内容」と「成果と課題」をあげ、点検評価としております。令和 2 年度の保育料の負担軽減事業の取り組み内容は「ばんげ保育所の保育料の適正額を検討する。」であり、成果と課題として「ばんげ保育所の適正額を算出した。適正額を上限として、今後保育料額を検討する。」となりました。

この事業計画の点検・評価については、「子ども・子育て会議」においてご意見をいただいております、令和 2 年度の評価全般での意見として、現在町で問題となりつつある子どもの愛着障がいへの対応強化や、全ての子育て家庭が利用できるファミリーサポート事業の利用促進、子育てふれあい交流センターの利用促進等の意見もいただいているところです。

次に、5 についてお答えいたします。第 2 期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画は、三つの基本目標と 12 の基本施策、52 の事業からなり、保育料の負担軽減事業は、「経済的支援の推進」の事業の中の一つとして位置付けられております。

保護者の子育てに関する経済的な不安が大きくなっていることから、負担を軽減する様々な支援が求められている現状と、適正な一定の負担も必要との公正化を求める声が多くなっている現状と課題を踏まえ、保育料の負担軽減事業の方向性として経済的負担の軽減を行いつつ、保育料の適正化と公正化を図るとしたものです。

会津坂下町保育施設等保育料改定方針（素案）は、現在も子ども・子育て会議を中心に検討しており、今後もより多くの方から納得が得られる保育料への改定となるよう進めてまいります。

また、今回の改定での協議の中で子育て支援について広く意見をいただくことができました。保育所を利用する家庭を含めた全ての子育て家庭への支援の必要性を再認識し、町全体の子育て支援の充実につなげていきたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

私の今回取り上げさせていただいた内容は、9 月定例会でも取り上げられたものです。これにまた近いところもありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、1 番から 7 番まで、今答弁をいただきましたが、ちょっと内容もかぶっているようなところもございますので、行ったり来たりするかもしれませんが、ご承知おきください。よろしくお願ひいたします。

まずはじめに伺うんですが、答弁の中でもいただいているところでありますが、なぜ今回、保育料に限定してこのようになされたのかということをお伺ひしたいと思ひますね。まずは子ども子育て全般的な支援策がありました。第 2 期というものがあります。これは令和 6 年までのものでありますが、全体の中でそれを検証した結果、保育料というところに目が行くということであればわかるんですが、実は今までの経緯としては、保育料を改定したいという、保育料を改定するための準備のための検討というふうに捉えられて致し方ないんですね。この辺については、全体を見て、それから保育料に移ったという経緯がなかったのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

この保育料の軽減の事業ですが、これは先ほども申し上げましたように、52 事業のうちの一つであります。町全体の受益者負担のあり方を検討したときに、国の基準が定められておりますので、保育料は別途検討のことということになりました。それが事業の一つであって、その受益者負担というあり方から、そのことの保育料について検討を進めてきたという経緯があります。

本来ならば、この事業全体の中を進めていく中での保育料という考え方、そう捉えられがちですが、保育料につきましては、保育施設、保育環境を運営していくために、国、県、町、そのサービスを利用している方たちが、それぞれの負担をいただきながら、その保育施設、環境を整備していくというものでありますので、その事業全体を進めるために、今回、保育料の改定という意味合いで進めたものではありません。以上です。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

しかしながら、現在まで私たちに示していただいた内容は、やっぱり保育料に特化していたのではないかなと。全体の議論がないままに保育料にまっすぐに進んできたのではないかなと。先ほど登壇しての質問にも取り上げさせてもらったのですが、そのときは折しも、本当に緊縮財政でいろんなところからいただけるものはないかという、そういう根拠を探していた時期とかぶっているので、子ども課にとっても、私たちも何かこう徴収できるものはないのかなと、そこで目をつけたのが保育料ではなかったのかなんていうふうに、ちょっと邪推もしてしまうところではあったんです。

また、この保育料に関して、改定の目的とした理由として、家庭で保育をしている家庭との、その不公平感がどうしてもあるんだというの、これは今でも言われているんですね。言われているというのは、町からそんなことを聞いている。なぜそのことが保育料の改定のほうにつながっていくのかというのをもう一度お聞かせください。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

やはり受益者負担のあり方というものを検討したときに、最初に平成 23 年度に保育料、あとは幼稚園の使用料を無償化した、そして保育料を低廉化したときには、幼児教育の強化ということで、幼稚園の無償化というものが先に協議されました。そのときに保育所につきましても、0 歳児から 5 歳児までがいたことで、同じくその幼児保育教育のその低廉化ということで、保育所、幼稚園が併せてその低廉化されたという経過があったと私は認識しております。

その中で、やはりその低廉化されたことを、今は町の施策として進められていたわけですが、その受益者負担のあり方というのが、町の大きな政策の中で見えなくなってきたのが現状です。もう一度、10 年経った今の状況、そして子育て世帯の環境の整備の面から、改めて受益者負担というものが保育料についてどうあるべきかという検討を進めてきたのが今に至っているということになります。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今のお話だと、政策的に進んでいたことの意味が薄れてきたというようなお話にも少し聞こえたんですが、以前は低廉化、確かにほかの市町村、会津の管内でも比較すると坂下の保育料は低い、30%ということで、国基準の30%ということで、確かに低いですね。それはすぐにわかります。でもそれは、そのときの0歳から5歳の幼稚園の保育料も含めての、全体的な話はあったんですが、それにしても日本一を目指す子育てしやすい仕組みを坂下はもたらすんだという話があって、大きな柱がやっぱり子育て、日本一の子育て支援というところにあったと思うんです。それがいつのまにか薄れてしまったというのは、町がそういうふうに感じてしまったんでしょうか。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

実際に議員がご質問でおっしゃったとおり、令和元年からこの検討が始まりました。そして現在2年が経過して、今まで検討して素案というものができました。その2年、ほかの使用料等と違って、なぜここまで長期間にかけて町が検討してきたのかといいますと、やはりこういう経済的支援というものが需要だということ、そして国の無償化も始まったということ、コロナ禍もありました。その中で、やはり今の支援が必要であるのか、継続すべきなのかということは、町としても十分に検討してまいりました。

ただ今回、様々な検証の中で、ご意見をいただいたものについては、経済的負担も合わせてですが、子育て支援だったり、親育ての部分だったり、やはり家庭としての責任だったりということも含めた中で、それが保育料の改定につながるご意見が多かったものと感じております。なので、もう一度、皆さんが納得できる、そういうような透明性のある改定額をこちらのほうで検討していかなければならないとして、現在まで進めてきたところです。

◎6番(渡部正司君)

議長、6番。

◎議長(水野孝一君)

6番、渡部正司君。

◎6番(渡部正司君)

今後については、その政策が大きく変更される、これは前の9月の定例会でも同じような質問もあったかと思うんですが、今までの子育て支援の考え方が、今後政策的に変更していくというふうに、やっぱり捉えられてもしようがないと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤子ども課長。

◎子ども課長（佐藤美千代君）

結果的には保育料が上がるということ、結果的にはそうなりますが、坂下町の子育て支援の経済的支援の中には、現在も、先ほども申し上げましたとおり、経済的支援を行いつつということで、その考えは変わっておりません。ただ、改めてもう一度、その大きな政策としての中に隠れてしまった受益者負担というものを、子育て支援という観点からもう一度考え直して、どうすれば利用している人、していない人の公平性が保たれるかという観点も含めて進めていきたいというところであります。

◎6 番（渡部正司君）

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番（渡部正司君）

同じことのちょっと繰り返しになってしまうんですが、家庭で保育をしている家庭との、どうしても不公平感があるんだという話が、どうしても前面に出てしまっているんですが、本当に保育が、坂下の保育所で保育してもらえて、本当にそういう必要な人がいるわけなんです。実際は通所している方、少し楽になるから保育所で預かってもらったら、もっともっと楽になるとか、中にはいるかもしれませんよ。いらっしゃるかもしれないんだけど、本当に必要な人もいるわけですよ。

だから、照準としてはそちらのほうに目を向けていくべきなんじゃないかなと。登山なんかもそうですけれども、一番やばい人を一番先頭にして、周りはガードしながら登っていく、それで全員で達成していくようなところがあります。やっぱりそこなんじゃないかなと思います。どうしても必要な人はやっぱりいるんです。

今回示してもらっていた、その 50%の枠の増加理由、増加率や増加額についてもそうなんです。一番、今のところ保育所に通所している人たちの大半が、階層別では第 4 階層、第 5 階層というふうにしていて、そういう方たちが一番上がり方が激しいというのか、非常に大きく捉えられている。年収 300 万、360 万の階層の人、だいたい 6 万円の年増加になる。収入が、また 640 万円以下の方、年額が 8 万 6,000 円も上がる。こんなに上がったら、どうしようかな、同じ低率であるかど、確かに今まで低かったから、その分が発生するのは当たり前なんですけれども、これまでも坂下は、何で今までの坂下の子育て支援が皆さんよかったのかと、もう一度そこにも目を向けてもらいたいと思うんですが、そういったところはどうですか、本当に必要な人がいるんだと、その人たちの支援をどのように考えているのか、もう一度伺いたいと思います。

◎教育長（鈴木茂雄君）

議長、教育長。

◎議長（水野孝一君）

鈴木教育長。

◎教育長（鈴木茂雄君）

私のほうから少し答弁させていただきます。坂下町の保育料がこれほど安いんだということを知ったのは、私が教育長になってから、ほかの町村のもちっと調べてみたらということをしたときに、あまりにも低くて驚きました。それだけ子育てに対して坂下町の町民の方々はご理解を示されて、本当に若い人のために税金を一生懸命、自分のところにくるところを抑えながらも、若い人のために、子育てに対するその支援をされているということに、大変感銘したところです。ただ一方で、子育てにあまりにも、その経済的なところだけに保護者の目がいていないかということも危惧をいたしました。

私が子どもを育てたときに、私は保育所も出ておりません。そして自分の子どもが保育所に行ったときに、実は保育所の添乗員のお金は、全部保護者が負担をしていました。添乗員にかかるお金を保護者が自分たちの等分して、そして添乗員のために、子どもが安全にバスで通えるようにということで、添乗員にお願いして、そして添乗員のお金も保護者で負担をして出していました。

私が大学生になったり、それから働くときも、私のお袋や親父が毎日、日雇いで働いて、そしてその姿を見て、ああ、こんな状態では自分は親のために不幸なことはいないと、何とかして親孝行したいなと、そういう思いをしたことも事実であります。

そうした中で、今のお父さん、お母さん方は、大変幸せだと思います。なぜかというところ、困ったときに自分のお父さん、お母さんにお願いしなくたっていいわけです。これだけ安い保育料で、そして自分たちの生活を楽しみながら生活できる時代に入っています。しかし、苦しいときは、自分の親に、やはり苦しいから少しお金を貸して、そういうお願いができる親子関係を維持していかなくちゃいけないんじゃないかなと、そのように思っています。

今の保育料は、自分の子どもに食べさせる給食費までも、ただ同然である程度お子様に保育をする料金です。あまりにも親の責任に対して、ちょっと無責任になるかもしれないような料金ではないのかなと、そういうことも考えながら、ぜひこの保育料について、ただ保育料が1円から10円に上がるだけで10倍です。片方で1,000円から1,500円に上がるだけで1.5倍です。ものの見方によっては、お金で物事を善し悪しが判断されがちなんですが、そのお金に関わるいろいろな思いを、ぜひ考えていただいて、そして親御さんに、ぜひ自分の生活を少し切り詰めながらも、子どものためにどうやって向き合っていくかというところを考える一つの機会にさせていただけたらありがたいなと、そのように思っています。

多くの子育てに関わるお父さん方が、この前、言いました。坂下町は子育てにかかるお金が一番安くて大変助かっている。そういう意見もたくさん聞いております。しかしこういうときにこそ、このままでいいのかも一回見直しをして、そして上げるなら上げる、そのままだれくらい上げたらいいのか、またはこのままのほうがいいのか、

そしてぜひそういう機会にしてほしいなと、そう願っています。私からは以上です。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

今は、お子さんに力を入れて昔と社会状況が随分変わってきているので、今、教育長がおっしゃるのはもともと、そういうところは根っこにあるとはやっぱり思います。思いますが、現在はまたそれとは社会も本当に違っていて、本当に助けてあげたほうが、本当に楽で、その人の生き甲斐だったり、それこそSDGsの観点からみても、いろんな可能性が出てくるわけです。以前はこうだった、確かにそうかもしれないけれども、もっともっと開花させるためにはどうしたらいいのかという、そこを考えたときには、また別な視点が生まれるんじゃないかと思います。

民営化の話も、前の佐藤議員の質問にもありましたけれども、自分たちがやろうとする町を、このあと背負っていけるような人づくり、それをほかの家庭の、一般の家庭の人だからまた別なんではないかという考えではなくて、自分たちの子どもであるというような、やっぱりイメージを持つべきなんだろうと思います。そのため、親が、第一義的な責任は親にある、それはそうなんだろうけれども、それを町は全体でみている、そういう姿勢を強く打ち出さないと、なかなか納得感というのはいらないのかなというふうに思います。

はじめ私たちに示してくれたときの、その素案の中の金額だけ、保育料だけを必ず言われてきた。それが全体の子育て支援からどういうふうな位置付けにあるんだ。それについてまた答えてくれました。でも本来は、子育ての支援の中、全体を見て、それから保育料と、そっちのほうにやっぱり移行すべきだったんじゃないかなと。もちろん今からいっても遅くはないんですけども。

素案については、また支援の、全ての子育て世帯への支援の拡充ということをうたっています。保育所へ通っていない世帯の一時預かりの実施であるとか、それから子育てふれあい交流センターを核とした子育てサークルの育成支援とか、いっぱいあります。実際このものと、保育料改定をした中身と、どういうふうにリンクしているかというのが、私たちにとってもまだ示されていない。保育料上がって、年どのくらい、60万程度ですかね。全体で月平均100万にも満たない、金額だと100万ぐらいかなと思うんですけども、月増額になる分といいますかね。

それが全ての子育て世帯の支援の拡充にどういうふうに使われているのか、考えている支援の拡充というのはどのくらいかかるものなのか。それらの議論が一切なくて、保育料だけが具体的に何万、50%では何万円もraitたい、1.5倍、1万円だった人が1万5,000円もraitたい。そここのところのリンクが全然言っていないので、これは納得感はちょっと薄いなというふうに思わざるを得ないんですけど、そういった観点はいかがでしょ

うか。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

全協やその他の説明のときに、私の説明不足もあったかと思います。先ほども申し上げましたとおり、保育料につきましては、保育施設運営のためのそれぞれの負担分の保育料でありまして、実際に保育料の料金が上がりまして、その分の増収分については、そのまま保育施設の運営のほうにいくことになります。ただ、そこに町の一般財源はその分いかなとするならば、やはりその財源は一般財源ですので、本来町の充実のために、どのようなことの使いみちでもできるとは思いますが、それはやはり子育ての拡充のために使っていきたいというのが、今の町の考えでもあります。

ですので、その実際のところ、私どものほうでも何%上がれ町全体で何%の増収だとか、そういうことでの議論は今までしてきませんでした。受益者負担としてどういうふうにするのかということが先にあって、みんながわかりやすい、納得する、そして子育てする親の責任も含めて、どういうバランスでその保育料、受益者負担というものを考えたらいいかということを経営まで進めてまいりました。ただ、そこで子育ての拡充をさらにするんだということで、今まで検証があった、今、議員がおっしゃったようなそういう内容をこちらのほうで進めていきたいと考えているところです。

ただ、その事業につきましては、今の子育て会議のほうで、委員の皆様から、保護者の代表の方もいらっしゃいますので、実際にどんなサービスがほしいのか、必要なのか、ということがあったら坂下町はもっといい子育て支援ですかというようなところで、ご意見をいろいろいただいているところであります。以上です。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

まずはじめにはそこからスタートだったのではないかと、やっぱり思います。受益者負担と言っていますが、等しくお金をいただく、そういう等価原則みたいなのあるんですけども、それでも、そればかりは言われてられなくて、いわゆるそれは応益の原則というようなことがありますよね。受益をした分だけいただきたいという話ですね。でもそれは全部にはやっぱり浸透できない。それはなぜかというと、それは全体を対象とするからそういう話になりますけれども。本来はどのぐらいそれが対応できるか、応益の原則というのはあります。応益はあるけど応能というのがああるんです。それが、本当

はいっぱい払いたいたいけれども、そこまでやっぱり無理なんだという人たちもいらっしゃるんですよ。少なくとも坂下は今まで低かったから、それが目立ってしまうかもしれないんですけども、それによって救われている人たちは必ずいます。無償化で負担がゼロという人はもちろんですけども、その上の階層の人たち、年収約 330 万の方にとっても、すごく大きな問題だと私は感じています。

ですから、そういう適正負担といっても、その応益ばかり言わなくて、応能の原則もきちんと折り込んでもらいたい。そういうところ、どうでしょうか。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

議長、子ども課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤子ども課長。

◎子ども課長(佐藤美千代君)

本当に適正な保育料というもので、皆さんに納得いただける金額はどうかということ、これからも検討していきたいと思います。

それで保育料は、もともと国の決められた保育料については応能負担となっております。収入のない方からは多額の保育料はいただかないということになっております。同じサービスでも年収によってそれぞれ金額が違います。また、多子世帯、第2子目、第3子目と兄弟が多い方については、その保育料は2子目は半額、3子目は無償、さらに第3子目に保育料が発生した場合には、県の補助により2分の1、4分の1負担するといったような。あと一人親に対してもそうですけど、それぞれの軽減措置があります。その中で、やはり十分に、これも最近の制度改正によって、最近になって特に充実されているところですが、そういうものも実際に利用していただきながら、そういうことも含めて町全体で、近隣町村の動向もやっぱり必要だと思います。同じ施設に違う町村の方が入っても、坂下町は1万負担だけれども、ほかの町村の方が同じ施設を利用しているでも3万円という保育料を払っている現実もありますので、そのようなことも含めながら、これから検討していきたいと考えておりますし、なお、寄り添った、その収入に応じたという点では、今8階層になっておりますけれども、その階層をまた細分化して、より収入に応じた金額というところも、今、子ども子育て会議のほうには提案させていただいているところです。これから委員の皆様からのご意見をいただきながら、そのようなところも検討してまいりたいと考えております。以上です。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

渡部議員、私からも一言意見を申させていただきます。お許しだけけた

らと。坂下町も 10 年前に 30% ということで決定してきたわけですが、その当時、日本一の子育て支援と、日本一という言葉がイコール 30%、安いんだということがあまりにも日本一、日本一が一人歩きしてきたのではないのかなと、こんな懸念もします。今になって考えるとそんな懸念もします。当然、10 年一昔前です。今もう 10 年もいかないで一昔と言っているくらいですから、それも変えずにずっときたということもおかしかったのかなと、こんなふうに今思うと思います。

それで、子ども課長にも私から申し上げています。例えば、例えばですよ、決まっていないですが、50% にしたら 30% との差額がありますね、その分余ったのは、町の儲けだという考えではないぞと、それはあくまでも子育てをもっと充実するということを私も言ってきましたので、その充実するというのが、保育所に出すことだけで充実するんじゃないくて、じいちゃん、ばあちゃんが面倒見ている家庭もいっぱいあります。そういうところで、じいちゃん、ばあちゃん、今日は旅行行きたいんだというときに、子どもだって 1 日預かりもありますよね、そういうところに預ける支援だって、やっぱりそういうことも拡充していかなくちゃならないんじゃないのかということを言ってきました。そうですから、その差額出たって、誰も町の懐に入れるんだという考えではありませんので、ひとつその辺もご理解いただきたいと思います。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長(水野孝一君)

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

町長の思いは伝わってきます。ここで浮いた分はほかのところじゃなくてという、同じように子育て支援の中でもっと充実させたいんだと、その気持ちは本当にありがたいし、そのとおりにしてもらいたいと思います。そういうふうな PR も含めてですけども、しっかりと全体の子育て支援、全体の枠組み、この中で示すことになるかと思いますが、PR も含めて、もっといい案を考えてもらいたい。私たちも考えたいと思います。保育料もさることながら、全体枠で見ると、ああ、こういうところに使われているから、じゃあ喜んで払いましょうという考え方だって当然ながらできるわけですから、ぜひそういう方向でもこの後検討していただきたいと思います。

ただ、3 月条例にどうのこうのという話を、日程的な話をされると、これまたちょっと厳しいかなという感じも正直持っています。その辺のところを重々承知していただいて、実際のものがどのようになるのか、またそれに代わるような支援が、別にみて充実していくのか、私たちは注視していきたいし、こんな案はどうでしょうかということも、提案を私たちのほうからもしていきたいというふうに思います。

適正負担ということも先ほどから言っていますが、非常に難しいところでもあります。ですけど、これはしっかりとやっていかないと納得できないところがありますので、ぜひそれを納得感が持たれるようにしてもらいたい。

こういうふうには私たち町がそういうふうには、いくらいくら、こういう支援策というのを決めます。それを決めたものを受け取る側、受益者の方がいて、それに対してお金等々で支払う方がいる。3 者いるわけですね。その 3 者がしっかりと同じような意見じゃないと、なかなか不公平感がどうしても出てきてしまう。あそこは預けているから自分の時間が、先ほどと同じような話になってしまいますが、楽になっているんじゃないかとかね。そういうことの考えに至らないんです。

何かパレート最適とかいろいろいわれているそうなんですけど、つまり、誰かの満足度を犠牲にしなが、集団の中の誰かの満足度を犠牲にしなければ、ほかの誰かの満足度を高めることができない。ある人の満足をさせるために別な人が犠牲になってしまう。そのバランスの取り方があって、それをパレートというふうな言い方をするようなんです。

だから、それをうまく調節して、皆さんがそのことについてまっしぐらに向かっていけるというような状態をつくらないといけない。これ非常に大変でありますけど、これを達成したら町はやっぱり素晴らしいというふうになるかと思えます。そのためにも保育料だけに固執しないで、いろんなところに目を向けてもらいたいと思います。

最後にちょっと時間がなくなってきましたが、町のそういった使用料、受益者負担、あるいはそういったもの、手数料等を決めている見直しに関する基本方針というがあります。これは後で私いただいたんですが、この中には実際に保育料は含まれていないんですね。いろんなこともこういった基本方針から除くことではなくて、本来のあり方としてそういうものをしっかりと示して、これを公表してもらいたいんです。ここまでたどり着けなかったんですが、これをやっぱり公表するというと透明化につながって、ああ、こういう考えでいろんなことが決まっています、それがどういうところに使われているんだということがわかります。そのことでも答弁ではあったんですが。市場性であるとか、公益性であるとか、いろんな事象を捉えて決まっているものがありますので、それについてしっかりと明記して公表をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

議長、政策財務課長。

◎議長(水野孝一君)

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長(佐藤銀四郎君)

会津坂下町では、議員おっしゃるとおり、会津坂下町使用料手数料等見直しに関する基本方針を平成 29 年度の 9 月に策定をして、令和元年度の 9 月に改定をし、コミュニティセンター及び体育館の使用料をいただく手続きを取ってまいりました。今まで会津坂下町においては、平成 17 年、19 年、また 25 年度にも、この基本方針の再設定に着手してまいりましたが、この期間というのが全て消費税の改定に伴う時期と重なってございます。なかなかまとまりきれずに平成 29 年 9 月に制定を、やっとみたものでござい

ます。その当時、やっぱり施設の管理費につきましては、消費税が上がれば電気料が明確に上がってくるという過程の中で、この改定を試みてきたものでございます。

この基本方針につきましては、そういう過程も含めて、町民の方々に施設を使った場合の電気料等をいただいて、広く皆様にご負担いただいているものでございますので、この基本方針につきましては、町のホームページ、様々な機会に町民の方々に公表していきたいというふうに考えてございます。あと、それらでいただいている使用料の使途についても広く広報を図っていきたいというふうに考えております。

◎6 番(渡部正司君)

議長、6 番。

◎議長（水野孝一君）

6 番、渡部正司君。

◎6 番(渡部正司君)

最後になりますが、建設的にこの協議を続けている姿勢を評価したいと思います。誰一人取り残すことのないように、町民の子ども、それは私たちの子どもでありますので、知恵を出し合っていきましょう。質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって渡部正司君の一般質問を終結いたします。

昼食のため休議といたします。

(午前 11 時 57 分)

再開は午後 1 時といたします。

(休議)

◎議長（水野孝一君）

再開いたします。

(午後 1 時 00 分)

次に、通告により 1 番、目黒克博君、登壇願います。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）（登壇）

1 番、目黒克博でございます。通告に従い一般質問をいたします。

いつまでこのコロナ感染症で怯えなくてはならないのでしょうか、2019 年 12 月に原因不明のウイルス性肺炎として確認された新型コロナウイルスの感染症、全世界に感染が広がりました。しかし、今現在、国内の感染者数は減り続けております。その中でも最も大きな要素は、国民一人ひとりの感染症に対する認識の高さだと感じることができます。しかし、感染者数が減っているさなか、また新しい変異株、オミクロン株が世界

中を恐怖に落とし込みはじめました。今後、私たちはコロナ禍で培った新しい生活様式の持続に努めていかなければならないと感じます。

さて、近年、全国各地で自然災害が頻発し、災害が多く発生しております。温暖化などによる自然環境、著しく変化しています。全国各地でも豪雨等により洪水、土砂災害、大規模災害が発生しております。

令和元年に発生した東日本の台風19号の豪雨により、1級河川である阿武隈川が氾濫、崖崩れ等が極めて広範囲に発生いたしました。郡山市だけでも建物の全半壊、浸水など多くの被害がありました。その中で38名の方がお亡くなりになっております。

また災害発生直後には、やはり3助の役割分担というのが不可欠でございます。自助、共助、公助、この役割分担を各私たちも気持ちに命じながら、防災を考えなければならないのかなというふうに考えております。

町防災マップの活用も最も重要な事前準備ではないでしょうか。災害では行政機関そのものが被災することです。通常時の何倍もの業務、そして人命に関わる緊急対応が集中いたします。そこで当町の自主防災対策をお尋ねいたします。

1、当町の災害の対応についてお聞きします。発災時の初期対応、そして応急時の対応、そして復興時の対応策を伺います。

2、避難所の運営と課題についてお聞きいたします。避難所における高齢者、幼少者、障がい者の対応策を伺います。

3、避難の多様性についてお聞きいたします。災害の種類により地区住民の避難及び多様性への配慮をどのように行うかを伺います。

4、消防の災害対策と避難行動についてお聞きいたします。災害時による自治体消防団との連携体制について伺います。

5、災害ボランティアセンターの設置についてお聞きいたします。災害発生後に被災者の生活を支援するのは自立できるまでというふうに考えております。行政防災関係機関が行う応急対策を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

◎議長（水野孝一君）

答弁願います。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

1番、目黒克博議員のおただしのうち、私からはご質問の第1の1についてお答えいたします。

町では、災害に関わる事務または業務に関する総合的かつ計画的な対策について、「会津坂下町地域防災計画」に定め、住民の生命、財産を災害から守るための対策を実施し、

安全で災害に強いまちづくりを進めております。

災害の発生に伴い、被害の様相は発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化します。このため、優先すべき災害対策活動も発生初期・応急時・復旧時、その後の復興時と段階的に変化します。

まず、災害発生、または発生のおそれがある場合、町職員の参集後、災害対策本部長の指示により、第１段階の初期対応として被災情報の収集・分析・対応方針の決定を行い、住民の生命・安全の確保を第一に、消火、救助・救急、避難誘導を行います。

また、第２段階の応急対応として、避難所の設置、水・食料、生活必需品など応急的な衣食住の確保及び医療・教育の継続を図り、被災者の生活の安定をめざします。

そして、第３段階の復旧対応として、被災者のケア、災害廃棄物等の撤去、都市環境の回復、生活の再建を進めます。

災害の被害を最小限に抑えるため、「自らの命と地域は自らで守る」自助・共助の防災意識の高揚を図るとともに、各防災関係機関、地域住民、各種団体、企業等とさらなる連携を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

私からは、ご質問の第１の２から５についてお答えいたします。

はじめに、２についてお答えいたします。指定避難所は、町が「高齢者等避難」などの避難情報を発した際に避難する、または被災し生活する場所がなくなり、一定期間の生活を送る施設です。各避難所には、町職員２名を担当職員として配置し、災害対策本部との連絡・調整の役割を担います。また、避難所の運営については、行政区長、自主防災組織、ボランティアなどが中心となり行うことになります。避難所では様々な人たちの集団生活となるため、生活空間の制限によるプライバシーの問題、衛生環境の悪化、感染症を含む健康問題など様々な問題が生じることが予想されます。避難所運営を円滑に進めるには、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要配慮者への支援やボランティアの受け入れ、そして避難者自らの自主的な協力が重要であると考えます。

町では「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」を作成しており、災害時において、要配慮者の方で一般的な避難所での生活に支障をきたすために介護などの特別な配慮を必要とする避難者については、福祉避難所に避難していただくこととしております。福祉避難所については、現在、健康管理センターのほか、「福祉避難所の設置運営に関する協力」の協定に基づき、社会福祉施設６施設を指定しています。

福祉避難所の運営については、福祉サービス事業者、保健師、民生委員等と連携を図

り、避難している要配慮者のニーズを把握し、必要な福祉サービス等の提供を図ってまいります。

また、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院などにより適切に対応してまいります。

次に、3 についてお答えいたします。町では洪水・地震・土砂災害と災害種別ごとに避難場所・避難所を定めており、洪水災害の場合は浸水想定区域外に、土砂災害の場合は土砂災害警戒区域外に位置する避難所を、行政区ごとに指定しており、また、避難の際に支援が必要な要配慮者については、行政区長や民生委員のご協力のもと「避難行動要支援者名簿」を毎年度更新しており、対象者一人ひとりの「個別計画書」を作成し、予め登録された支援者が避難誘導にあたることになっております。

また、避難所における多様性への配慮についてですが、避難所には障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、多様な方が避難することになり、考え方や求めるものもそれぞれ異なります。また、抱える困難と支援ニーズは男性と女性でも異なると認識しております。災害に強い地域社会をつくるため、町地域防災計画の改訂に併せ、女性の意見を反映させるなど男女共同参画の視点からの防災への取り組みを推進してまいります。

次に、4 についてお答えいたします。消防団の災害発生時の役割は、災害現場での消火活動をはじめ、救助・救出、応急手当、警戒巡視、避難誘導、災害防御、災害広報など多岐にわたり、消防署や警察署など防災関係機関と連携して活動にあたります。また、災害時には、地域に密着している、または多数の団員の動員が可能であるといった消防団の特性を活かし、避難行動要支援者の避難の援護を行うなど円滑かつ迅速に住民の避難確保を図ります。併せて、発災直後における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害軽減につながるため、住民自らが主役となって防災活動を行っていくことが必要不可欠となります。町といたしましては、防災訓練や研修への参加を呼びかけ、地域防災力の向上を推進してまいります。

次に、5 についてお答えいたします。災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持または再建を援助するものがあります。効果的なボランティア活動が行われるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設置し、被災に関してどの分野でどのようなニーズがあるのか、またどのような専門的な知識、技能をもったボランティアの方がいるのかを把握し、社会福祉協議会や赤十字奉仕団などのボランティア団体と連携しながら、情報提供・共有をしながら対応してまいります。

◎議長（水野孝一君）

再質問があればお願いいたします。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

今年の 5 月 20 日に災害対策基本法が改正されました。それで、災害情報発令の情報のわかりにくさから、避難勧告が廃止されまして、避難指示という一本化されました。これも住民の方の周知について、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、先だって、5 月、6 月でしたか、町からの広報、そして町のホームページ等で周知されているということはお聞きしていますし、配布されたものに対しても拝見させていただきました。わかりやすく図柄で周知されているというふうに感じております。

しかし、町民全員にこの避難勧告と指示の区別のわからない方もいらっしゃると思いますが、これはやはりその方々の認識の違いもありますが、災害時にやはり指示という言葉の大切さを認識していただきたいということがありますので、この件は持続して周知徹底をしていただきたいと思います、その辺のご回答をお願いします。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

今年の 5 月 20 日に避難指示というようなことで、勧告がなくなって一本化されたという部分。それから高齢者等避難、その部分も、2 ヶ所改正されたというようなことで、より住民にとってわかりやすくというような、そういった目的でもって改正されたというようなことであります。何しろ我々担当する職員も、なかなかその辺の判断というのが非常に難しいということでありまして、我々行政が住民に適切に伝えるためにも、こういった今回の改正された部分を適切に、迅速に現場をすぐに把握して住民に伝える必要があるということでございます。

毎年、出穂期には、全国で必ず被害があるということでございます。また最近ですと、地震が全国で非常に多発しているというようなこともありますので、災害は、それこそ忘れたころにというような言葉もございますので、町民が忘れないように、定期的にこういった情報を提供して、啓発して、啓蒙していきたいというふうなことで考えております。特に出穂前につきましては、集中的に町民の方に情報の提供などをしていければというふうに考えております。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

まさしくそのような回答を希望しておりました。発災の初期対応で一番大事なのは、

やはり避難情報の発令だと考えております。その情報をいかに情報を収集するかというのが、やはり課題になるのではないかとということが求められていると思います。

その水害に対して、すみません、その質問の内容はちょっと順不同でお願いしたいと思います。

水害時の後の問題になります。要するに災害廃棄物は必ず発生するはずで、例をとってお話しますと、2011年7月末、当時、活発な前線の影響によって、会津地方、記録的な豪雨となりました。そこで只見川が氾濫したということで、大量の廃棄物が出ました。例として見れば、柳津町でございます。当時、私、氾濫した次の日、足を向けてみましたところ、やはりすごい残骸、廃棄物がやっぱり出てきて、家の前にこう置かれて、柳津町はその次の日、さっそうと業者による回収作業がはじまったということで記憶があります。あの迅速なスピードは、やはり日頃からの連携プレーではないのかというふうに感じておりました。

そこで、当町の災害廃棄物に対しての処理能力はどこまであるのかということで、お聞きいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

当町の災害廃棄物の処理能力ということでございますけれども、その災害の規模によっても多少変わってくるのかなというふうに思っております。それこそ大規模な災害が発生した場合には、当然、家財等自分で処分することもなかなかままならない。行政のほうでもなかなか支援が行き届かないというような部分もあるのかなと思います。そういったときには、ボランティアというような部分も活用する必要があるのかなというふうに思っております。

そこまでいかない部分の災害廃棄物の処理能力というようなことになってこようなかなというふうに思いますけれども、そういった災害のときに坂下町だけではなくて、近隣にもある程度そういった被害も及んでいるようなことを想定すれば、直ちにその最終処分のほうに搬出するというのもなかなか厳しい部分もあるのかなというふうに考えております。そういった場合については、一時的な待機場所なり、そういったものの確保も必要なのかなというふうに考えております。

いずれにしても、そういった災害廃棄物、町だけでは処理がなかなかままならないというような場合には、災害応援協定も締結している事業所もございますので、そういったところにも協力を呼びかけながら、いち早く住民の普段の生活に戻れるような環境整備を整えていきたいというふうに考えております。

処理能力ということでありまして、いろんな機関と、いろんな事業所と連携をしながら進めて処理していかなければいけないというふうに考えております。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(水野孝一君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

過日、建設業組合とも連携協定、結ばせていただきました。改めて結ばせていただきましたので、そういう緊急のときは応援をいただけるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番(目黒克博君)

今町長よりお話いただきまして、それに関連したものを質問させていただきます。行政機関と連携を取って、これは必ず取らなければいけないのかなというふうに考えるところですが、今、町として連携をしているところは、簡単に言います、会津坂下町警察署、消防署、地方振興局、あと建設事務所、これは会津若松でよろしかったでしょうか。あと国土交通省阿賀川河川事務所、そしてこれも国土交通省の郡山国道事務所でもあったでしょうか。この連携が保たれているわけであります。

これ坂下町は危機管理班が中心となって指示系統を出されるというふうに考えておりますが、この各機関との連携は、現在どのようになされているのか。あと情報交換はどのようになされているのか。それは定期的に行われているのか。その辺をお伺いします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

各行政機関との連携であります。4 月の人事異動があるわけでありまして、その人事異動があつて担当者も代わるというようなこともありまして、その時点で、その連絡網の見直しというんですか、そういう部分を各行政機関、または姉妹都市である北本市とも、その連絡網の確認を年 1 回実施しております。

それから、そういった各行政機関との連携ということですが、例えば、洪水の予報が、気象台、気象庁のほうから早期の注意情報というような形で出されるわけありますけれども、段階を追って、それがだんだん水位が上がったりしていくわけありますけれども、気象庁、気象台、それから阿賀川河川事務所では、そういったときに共

同発表というような部分での、報道機関を通して、国民、町民に知らせるわけでございます。そういったことの例えばテレビとか、インターネットを通して町民が知るわけがありますけれども、そういった気象台の情報がすぐ直で今度は県の災害対策課のほうに、その情報が行くようになっております。その災害対策課から町のほうに直で情報が流れてくるというような、そういった情報伝達という流れになってございます。その県の災害対策課のほうでは、若松地方広域消防本部なり、または若松建設事務所なりへ情報をつなぐということでございます。

町のほうでは、そういった情報を得まして、洪水の場合ですと河川の水位を確認しながら、先ほど議員のおただしにあったような、そういった避難の指示の部分も、あその4段階の項目に照らし合わせて、町のほうでは災害が発生するというような危機的な状況になれば、そういった避難指示を出していくということになります。その段階で、今度は消防団なり、または自主防災組織なり、自主防災組織というのは行政区長が担っていただいているわけでありまして。そういったところに情報として伝達をするということでございます。

そういった流れの中で、町のほうでは住民に対する情報の伝達。これも洪水の場合と、あとは土砂災害の場合と、多少その伝達系列には違いがありますが、概ね洪水のこういった形の中での関係機関との情報の共有、それから町民に対する情報の伝達ということになってきております。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

避難場所と避難所についてちょっとお尋ねいたします。現在、当町の避難場所及び避難所の箇所は何箇所指定されているのか。場所と避難所の件数を、箇所を教えてください。私の認識上では 31 カ所という記憶があるんですが、これは 28 年度の防災マップの中での記憶だったんですが、その詳細を教えてくださいと思います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

ただいま議員のほうから 31 カ所というようなことでありましたけれども、それ 27 年度、細かく言えば 28 年の 2 月か 3 月でありましたけれども、当時の防災マップであります。その防災マップもかなり古くなっていますので、今に合った形で改訂していかなければいけないということで、その 31 カ所の部分には、町民体育館も入っている数字

でございまして、今現在の数字であります、指定避難所としましては 22 ヲ所でございます。坂下南小学校なり、坂下東小学校等々で、子育てふれあい交流センターも含めて 22 ヲ所でございます。それから福祉避難所としましては、健康管理センターを含めまして 7 ヲ所でございます。あとはそのほか 6 ヲ所については答弁申し上げたとおりでございます。

それから避難場所でございますが、各小学校、中学校、それから高等学校のグラウンド、それからコミュニティセンターのグラウンドと、あと都市公園関係でございます。これが 24 ヲ所でございます。これが指定緊急避難場所ということで、その他、塔寺山いこいの森公園もこの避難場所という形であります。避難場所は全部で 25 ということでございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

避難場所、災害の種類によっても変わることだと思いますが、一次避難とか、広域避難という言葉がございます。その災害によって場所が変わるということもあるかもしれませんが、今現在、体育館、あとは坂下高校が入っておりました。今、体育館が解体され、坂下高校が来年 4 月で廃校になると予定されておりますが、それに代わる新たな避難場所、もしくは避難所は検討しておるのか伺います。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

現在、県の教育施設として坂下高校の体育館、それからグラウンドを避難施設、避難場所ということで指定させていただいているわけでありまして、来年 3 月でもって閉じると、廃校というようなことであるわけでありまして、そうなれば、県の財産ですので、県の普通財産ということになってこようかと思っておりますけれども、町としましては、当面の間というか、避難所として、避難場所として継続した施設としてお願いできないかなということで、今後、県のほうといろいろ協議をしてみたいというふうな考えでございまして、それに代わる新たなものというものは、現在ちょっと見当たりませんので、継続した形でお願いしていきたいというような考えでございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

避難場所、避難所、やはり年々建物の解体等、その他諸々で変わってくるとは思われますが、それもやはり避難者から見れば、多くあったほうが安心だろうなというふうに考えております。その避難場所、避難所をやはり日頃から確認しておくのが我々の責務ではないのかなというふうに考えますが、そこで、町のハザードマップは平成 28 年の 2 月、現状の作成になっていると思います。状況も変化しておりますので、そろそろ更新の時期ではないのかなというふうに考えておりますが、会津坂下町の防災マップは他町村より早く防災マップ、作成されたということで、本当にありがたいことだと思っています。であるならば、早めに更新も必要だということで、更新の考えはあるのかないのかお聞きします。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐総務課長。

◎総務課長（五十嵐吉雄君）

防災マップの更新でありますけれども、平成 27 年度更新して、その翌年かその翌年だったか、その浸水想定区域が大川、それから宮川で変わりました。当時、またこれも全国的に洪水被害が発生して、その浸水想定区域に照らして避難しなかったとか、できなかったとか、いろいろ全国的にも問題になりました。そういった部分も受けて、本町でも至急、新たにつくるべく進めてきているわけでありますけれども、千年に一度の洪水を想定した中での防災マップの改定というものが必要になってきます。大川、宮川、その浸水想定区域をかみ合せた形で、来年度は改定に向けて、来年度は改定していきたいという考えでございます。

◎1 番（目黒克博君）

議長、1 番。

◎議長（水野孝一君）

1 番、目黒克博君。

◎1 番（目黒克博君）

早めの更新を願いたいばかりでございます。

避難場所の運営についてですが、近年、災害時、今避難者が高齢者が多いということで、全体的に 8 割か 9 割が高齢者だそうです。かなり若者に対しては、現在であればテント泊、車中泊、いろんなところでも生活は可能かと思いますが、あくまでも高齢者に対しては、やはりそれが不可能だということになるわけですが、そこで障がい者とか、体の弱い方、いろんな方、ケアが必要な方に関しては、回答にもありましたが、福祉の

避難所というのがもちろん必要になると思います。

その福祉関係の避難所に対して、町は、その福祉関係の避難所は何箇所、設定してあるのか。そういうところには医療関係とか、そういう専門の介護士さん、医師さんが必要になる場合もありますので、その辺の連携というのをお聞きいたします。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

議長、総務課長。

◎議長(水野孝一君)

五十嵐総務課長。

◎総務課長(五十嵐吉雄君)

避難所の運営に当たりましては、いろいろ避難される方によっていろんな問題も発生してくるということでもあります。一般的な避難所の部分であれば、それこそ避難者が自らその避難運営にあたるというようなことも可能かと思います。むしろそういう姿が本来の避難所の姿かなというふうに考えるところでございますけれども、高齢者なり、体の弱い方なり、そういった方々については、やはりそういった福祉避難所というものが必ず必要になってまいります。そこで専門的な技術を持った方なり、そういったケアのできる保健師さんなりも必ず必要になってきます。そこにはお医者さんなんかも来ていただくことも必要になってくようかと思えます。あと地域の民生委員の方のお手伝いも必要になってくようかと思えます。そういった方々につきましては、避難所を通してきめ細かな避難生活に対する支援をしていく必要があるということで、健康管理センター1カ所、それから介護事業者6カ所ということで、現在7カ所であります。

なかなか定期的な訓練というものもできないわけでありまして、コロナ禍の中にあっても、そういった訓練をできる環境をつくっていききたいというふうに考えてございます。

◎1 番(目黒克博君)

議長、1 番。

◎議長(水野孝一君)

1 番、目黒克博君。

◎1 番(目黒克博君)

回答をちょっと見落としました。大変失礼いたしました。福祉避難所の設置に関する協力ということ、健康管理センターほか福祉施設の6施設ということで確認させていただきました。

やはり避難に対しての運営と、その避難の多様性という、私、質問させていただきましたが、かなり奥深いものがあるということで、これに関しては、やはり深掘りしながら協議していかなければならないのかなというふうに感じます。災害の種類によって地区住民の避難、そして配慮の仕方が変わってきます。その対策を、これからやっぱり協議していければなというふうに思います。

そして、考えることが、避難とは何なのかという、当たり前のことを当たり前に今お話ししますが、難を避けることであるということでもあります。要するに、安全な場所にいる人は避難する必要があるということですね。そうするためには、日頃、ハザードマップなどなどで事前に確認することが大切ではないのかなというふうに感じます。

毎回質問に関しては、この手の質問、私、出させてもらっておりますが、災害は忘れたころにやってくるという言葉がございます。常に日常の準備、町民一人ひとりの認識が非常に大切であるということでもありますし、環境が変われば、また対応策も変わっていくということでございますので、日頃、危機管理班の職員の皆様には、日頃の業務にいたって感謝と敬意をいたします。これからも町民の安全安心のためにご尽力を賜りたいと思います。

最後に坂下町の無災害をお祈りし、質問をこれで終わります。

◎議長（水野孝一君）

これをもって目黒克博君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

明、12月8日は、午前10時より両常任委員会を開きます。

9日は休会であります。

10日は、午前10時より本会議を開きます。

10日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（水野孝一君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後1時45分）

ただちに広報広聴特別委員会を開催いたしますので、中会議室にご参集願います。

終了後、議会改革特別委員会を開催いたしますので、中会議室にご参集願います。

◎書記（橋本吉嗣君）

事務局より申し上げます。

明日8日に開催されます両常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務産業建設常任委員会は大会議室、文教厚生常任委員会は北庁舎会議室となります。

繰り返します。

総務産業建設常任委員会は大会議室、文教厚生常任委員会は北庁舎会議室となります。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 12 月 7 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員